

資料 3

第 3 回産業保健への支援の在り方に関する検討会

主な意見

1 産業保健支援体制全般について

<基本的考え方等>

- 小規模事業場の支援は強化すべきことを明瞭に示すべき。
- 非正規労働者は健康管理の枠組みからもれやすいことに留意すべき。
- 総括・検証により効果的な活動事例を活用することが必要である。
- 地域の産業保健活動のきめ細かい把握が必要である。

<費用負担等>

- 小規模事業場は経営が厳しい。事業者責任の記述ぶりはよく考える必要がある。
- 負担の少ない支援はよいが、無制限の支援は問題があるのではないか。

<大企業の支店等>

- 大企業の支店等の小規模事業場は本社等による支援が望まれる。地場の中小零細事業場は支援に関する情報が入りにくく、余裕もない。理解が必要である。

2 (1) 産業保健推進センター

<作業環境管理・作業管理の支援>

- 推進センターによる作業環境管理、作業管理の支援は実現可能性の精査が必要。
- センター集約化で一部混乱もある。全国一律実施ではなくモデル的にやる方法も検討すべき。
- 推進センターの直接支援というのではなく、より専門的な相談業務で地産保を支援するのが望ましい。
- 地域エリアの担当医制度があるとよい。

2 (2) 地域産業保健センター

<地産保の体制整備>

- 保健師の役割は大きいですが、今の事業では常時雇用による活用はむずかしい。保健師活用の予算措置の検討をしていただければありがたい。

<面接指導・メンタル対策>

- 面接指導などは利用が少ないのではないか。利用実態に合わせて体制整備すべきである。過剰に投資しても使われない。
- メンタルヘルス対策はもっとシンプルな制度にすべきである。そうすれば支援体制もシンプルな制度にできる。例えば、問診した医師が産業医に通知するという方法が考えられる。
- 地産保で個別訪問してもメンタル相談はほとんどない。メンタル相談がでてくるのは一般的な相談窓口である。例えば、夜間に一定の場所で定期的に相談を行う方法が必要。

<地産保の単位>

- 地産保の実施の単位は、監督署単位から都道府県単位になった。元に戻すべきという要望もある。例えば大都市部では政令市や特別区などの単位で実施できるようにしてはどうか。

2 (3) メンタルヘルス対策支援センター

<メンタルセンターと地産保の連携>

- 小規模事業場の支援において、地産保は総合的に支援するが、メンタルセンターは限定的である。メンタル対策の体制整備等の助言が地産保ができない場合は、メンタルセンターと連携をとることが必要である。地産保はマンパワーはある。

<労務管理の支援について>

- 労務管理に関することが重要だが、労働問題に精通した専門家がいることが重要。
- メンタルだけを別事業とするのは無理がある。また、労務管理について産業医が相談できるところがあるとよい。
- 就業上の問題について、専門的な相談機関があり、専門的サポートができることは重要である。

3 支援事業の在り方・総合調整の必要性

<連携・総合調整>

- 関係機関すべてが協力体制を組んで、行政の指導のもとに、パイロットスタディをしたらどうか。
- 総合調整の「大きな調整」は、行政の運営方針的なもので、多くの団体が参加する会議により調整するというイメージ。「小さな調整」は、例えば、介護分野における事例のディスカッションのイメージ。
- 推進センターとは別の支援センターを都道府県ごとに置くべきである。労働衛生を支えている多くの団体の連携によって、支援がきちんとできる。
- 50人以上の事業場は産業医の選任と職務の実施を徹底すべき。50人未満の事業場は、地産保による支援や、地域ごとに産業医が対応することも考えられる。
- 労働衛生の支援の体制をつくる意気込みで総合調整をやってほしい。相談内容により支援が別々というのは避けるべき。
- センターについては、その機能が大事である。機能を都道府県単位で担えるように考えるべき。
- 推進センターは、ただ縮減でよいではない。残るときの形をよく考えることが必要。できれば縮減は見直してほしい。
- 産業保健を担う核が都道府県にひとつあり、関係機関が連携しつつ、産業保健の計画をやっていくということが考えられる。

<広報・周知活動>

- 広報活動や周知が十分に図られるべき。

4 報告書骨子案について

- 労働衛生の現状と課題には、小規模事業場と非正規労働者の問題を項目として出すべき。地産保の必要性につながる。
- 支援の在り方の総論で、三センターの総合的な機能をもった都道府県単位の機能の確保を書くべき。
- すべての労働者に産業保健サービスが提供されるような制度をつくるという方向性があるとわかりやすい。